

産廃第688-6号

平成30年9月13日

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

会長 小林 増雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 酒井 辰夫



廃乾電池の品目に関する判断の変更について（通知）

本県の廃棄物行政の推進について、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では廃乾電池の品目に関する判断について、下記のとおり変更しました。つきましては、貴協会会員への周知についてよろしくお願いいたします。

今後とも、廃乾電池の適正処理について、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 廃アルカリ乾電池の品目について、「汚泥」、「廃アルカリ」、「金属くず」の3品目を改め、「汚泥」、「金属くず」の2品目とする。
- 2 廃マンガン乾電池の品目について、「汚泥」、「廃プラスチック類」、「金属くず」の3品目を改め、「汚泥」、「金属くず」の2品目とする。

担 当 審査担当 西川

電 話 048-830-3121



No. 124